

令和6年度追補版

対象組織向け

# 多面的機能支払交付金の手引き

【日本型直接支払制度】

広域活動組織 編



北海道日本型直接支払推進協議会

令和7年1月

## 令和6年度追補版 改定箇所

広域活動組織用	改定内容
P29-1、P29-2	令和6年次会計実地検査における指摘事項を踏まえ、「活動の対象となる農用地の確認」及び「管理者が定められた施設の保全管理」を周知・指導するためのページを追加。
P33	「組織の広域化・体制強化への支援」に係る経過措置を踏まえて注釈を修正。
P41	「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」の廃止を踏まえて注釈を追記。
P82	自己評価の方法に関する記載内容を修正。
P105-1、P105-2	参考情報として、優良事例集や解説動画等を紹介するためのページを追加

ページ番号などの軽微な修正については省略しています。

## 【令和6年次会計実地検査関係指導】

## 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、活動組織の対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

とんぼの未来・北の里づくり (<https://www.do-nouchimizu.com/>)

北海道日本型直接支払推進協議会において農用地や水路、農道等の位置情報を電子化し、活動組織等に向けて公開している地図情報閲覧サイトです。

特に、農用地については、航空写真等に地籍図や地番を重ねてインターネット上で農地の状況等を確認することができます。

ご不明な点は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局：北海道土地改良事業団体連合会 技術部 地域支援課にお問い合わせ下さい。  
TEL011-206-6209



QRコードからも閲覧できます



活動組織区域や地番・水利施設等を確認することができます  
活動の記録などをマップ上にメモすることができます  
活動組織などは無料でご利用頂けます

スマートフォン/タブレットにも対応しており、屋外でも使用可能です

※【水土里情報システム】との連動が可能で、地域内での情報共有に活用できます

上記以外に農林水産省の地図閲覧サイト「eMAFF農地ナビ」  
(<https://map.maff.go.jp/>)でも確認することができます

### 管理者が定められた施設の保全管理

法令等において管理者が定められた施設（例えば、道路法第十六条に基づき市町村が管理する市町村道）の一部（法面等）を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。

この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

## 2. 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

### 2. 組織の広域化・体制強化の計画 （計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化	
実施予定年度	令和	3 年度	令和	5 年度

「特定非営利活動法人」は、営農法人とは異なります。

R6修正

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

令和5年度まで組織の広域化・体制強化に対する支援を受けており経過措置を適用して加算措置を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入してください。

認定農用地の区域内に存在する集落数を記載します。

ここでいう「集落」とは、農林業センサスにおける農業集落（定義：市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう）とし、参加同意書に記載の集落と一致しない場合があっても構いません。

（参考）農林水産省HP「農業集落境界の閲覧」

[http://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom\\_map.html](http://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom_map.html)

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するもの全てに 印を記載します。

（参考）農業地域類型区分について

農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として設定。

旧市区町村とは、平成22年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市区町村をいう。

農林水産省HP「農業地域類型区分について」

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsumei.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)

農業地域類型  都市的地域  平地農業地域  中間農業地域  山間農業地域

対象農用地の区域が以下の8法のいずれかの指定地域に該当している場合は、 印を記載します。

- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・山村振興法
- ・過疎地域自立促進特別措置法
- ・半島振興法
- ・離島振興法
- ・沖縄振興特別措置法
- ・奄美群島振興開発特別措置法
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法

（参考）国土交通省HP「国土情報ウェブマッピングシステム」

<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>

地域振興立法の適用  特定農山村  振興山村  過疎  半島

離島  沖縄  奄美群島  小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

事業計画の対象とする区域内に棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む場合に○を記載

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払  資源向上支払  資源向上支払   
（共同） （長寿命化）

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援(平成30年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は2つ以上の活動項目が必要です。

【加算対象となる例】

直近の活動計画 活動項目数0 → 新たな活動計画 活動項目数2以上

直近の活動計画 活動項目数1 → 新たな活動計画 活動項目数2以上 等

【加算対象とならない例】

直近の活動計画 活動項目数0 → 新たな活動計画 活動項目数1

直近の活動計画 活動項目数2 → 新たな活動計画 活動項目数2以下 等

新たな活動計画において、実施する増進活動の活動項目に記入してください。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

↓ 活動を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化	○	
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	14,532a	320 円/10a	465,024円
畑	1,977a	80 円/10a	15,816円
草地	a	20 円 /10a	円
合計	16,509a		480,840円

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○活動を継続する活動組織又は広域活動組織

本事業計画の活動項目数 > 前年度又は変更前の活動項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織  
本事業計画の活動項目数 2つ以上

R6追記

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

交付単価は、5年経過で75%を乗じた額となります。

ポイント(令和6年度改正) 加算措置の一部廃止について

令和6年度より、加算措置のうち「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」が廃止されました。

なお、令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

## V 活動の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告します。

活動組織

### (1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

72ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

複数集落から構成される活動組織については、必要に応じて「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び活動組織による活動報告確認票」を集落毎に取りまとめてください。

79ページを参照(別記1-5様式第1号)

### (2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- ・活動記録 60ページを参照(様式第1-6号) ただし、農地維持活動のみ実施する活動組織は提出不要。
- ・金銭出納簿 64～66ページを参照(様式第1-7号)
- ・その他必要な書類(総会議事録、点検記録簿、研修資料等)  
提出資料は、市町村にお問い合わせください。

市町村

### (3) 実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

活動組織

### (4) 次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考としてください。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

R6修正

毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織は、認定を受けている事業計画の開始年度から起算して4年目にこれらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。(自己評価の詳細については市町村にお問い合わせください。)

農林水産省では、HPにおいて第三者委員会の資料等をもとに作成した優良事例集（228事例）を掲載しています。

## 多面的機能支払交付金 優良事例集（令和6年5月掲載版）



取組と関連のあるSDG S目標を表示

### 多面的機能支払交付金 優良事例集目次

都道府県	市町村	活動組織名	事例	地域資源の適切な安全管理	農業用施設の機能増進	農村環境の保全・向上	自然災害の防災・減災・復旧	農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献	構造改修後押し域農産貢献
北海道	清水町	しみず環境保全広域協定	地域資源の適切な安全管理の推進						
		栗山町多面的機能推進協議会広域協定	農業用施設の機能増進						
		中央・十勝広域資源	農村環境の保全・向上の推進						
		十勝ド	自然災害の防災・減災・復旧の推進						
		会	農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献						

**地域資源の適切な安全管理の推進** 平地農業地域

かみきょうほせんこういききょうどうい しみすちょう  
しみず環境保全広域協定 (北海道清水町)

【地区概要】※R4年度時点  
・認定農用地面積 6.013ha (畑 4.090ha、草地 1.923ha)  
・資源量 水路 106km、農道 102km  
・主な構成員 農業者、自治会、女性会、子供会  
・交付金 約 60百万円 (R4)

○ 清水町では、12の活動組織による安全管理活動が行われてきたが、高齢化や後継者不足により活動終了となる組織も出るなど、適切な地域資源の安全管理が困難となっていた。

○ このため、各々の活動組織で行っていた事務作業の負担軽減を目的に、事務を委託するとともに、広域化による組織体制の強化を図った。

○ これにより、農業者は事務処理の負担が軽減されるとともに、計画的な維持補修体制が構築されるなど、施設の適切な安全管理が図られた。

**活動開始前の状況や課題**

○ 本地域は、高齢化や後継者不足により、事務処理を担う人材確保に苦勞しており、活動終了となる組織も出るなど、適切な地域資源の安全管理が困難になっていた。

○ 安全管理する水路や農道は大規模なものもあり法面の斜面が長いことなどから作業が負担となり、安全性の確保も課題となっていた。

**取組内容**

○ 事務作業の委託により、負担軽減を図るとともに、町内の9組織が広域化することにより組織体制の強化を図った。

○ 保全活動（土砂上げ、法面補修、敷砂利等）の外注等による大規模組織ならではの維持補修体制を構築。

**取組の効果**

○ 事務作業の委託により農業者の事務負担の軽減が図られ、保全活動や営農に専念することが可能。

＜日報等の整理に要する事務作業時間＞ 大幅に削減  
広域化前 月40時間  
広域化後 作業なし（委託）

○ 広域化後は各組織の代表者による点検で補修箇所を決定して、適期の対応が可能となった。

掲載する目次から調べたいカテゴリーを確認し、事例を検索

## 交付金の解説動画について

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

### 多面的機能支払交付金利用の手続 (動画：14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



### 多面的機能支払交付金でできること (動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



### 多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ (動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



# 手引きなどの活用について

R6追加

農林水産省HPでは、広域活動組織の設立までの流れをまとめた「活動組織の広域化推進の手引き」や直営施工のメリットをまとめた「直営施工のすすめ」を掲載していますので、ご活用ください。



# 学習教材の活用について

## 学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！



「草刈りは地球を救う」  
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

## 動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



のぞいてみよう！田んぼの世界

ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！

# 多面的機能支払メールマガジン

## 農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。  
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

### 【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。（<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>）



SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



R6追加



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください

多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物調査



活動組織と地域の子も達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

活動による効果

地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。  
世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています

目標4 質の高い教育、生涯学習の機会を提供する。

目標11 住み続けられる地域を作る。

等

例2) 草刈り・泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保全管理している。  
保全管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。

目標2 持続可能な農業生産を支える。

目標13 気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。

等

活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興へつながる。

目標3 やすらぎや福祉の機会を提供する。

目標16 多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

等

空 白

